

くまもと健康支援研究所 両立支援に関する事業主行動計画

社員が仕事と家庭生活を両立できるよう支援する取り組みを行い、働きやすい環境を作ることによって能力を十分に発揮できるよう、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 2020年12月1日 ～ 2022年11月30日まで

2. 内容

<目標1> 育児休業取得促進の目標達成に向けて次のように取り組む。

男性社員…育児休業等および育児を目的とした休暇の取得を促進し、取得率7%以上とする。

女性社員…育児休業等の取得率を75%以上とする。

(対策)

- 2020年12月～
 - ・全社員に対して育児休業その他、出産から子育てに関する諸制度ならびに一般事業主行動計画と育休復職支援プランについて継続的なアナウンスを行い、パート社員、男性社員含めて再度周知徹底を行う。
 - ・出産予定の女性社員に対して、円滑な育休取得と復職を支援するために個別説明を行う。
- 2022年11月～
 - ・育児休業の取得率を男性社員7%、女性社員75%を目標とする。

<目標2> 子育て中の社員の継続就労と能力を発揮できるよう働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備について検討・実施。

(対策)

- 2021年4月～
 - ・子育て中の社員に対して多様な働き方（テレワーク・三歳以上の子を持つ社員が利用できる短時間勤務制度の拡充・育児を目的とした休暇制度等）の導入について検討し、就業規則（育児休業規程）の整備を行う。
 - ・復職後も子育てと両立がしやすいように、復職後の業務内容や勤務体制の見直しについて検討する。

<目標3> 正社員の法定時間外・法定休日労働時間の平均が毎月45時間未満とする。
月平均の法定時間外労働が60時間以上の社員ゼロ。

(対策)

- 2020年12月～
 - ・月45時間を超えて残業を行う社員と残業が多い部署のリストアップを行い、所属長と本人に対して、残業削減に向けた取り組みを促す。
 - ・衛生委員会と産業医との連携により、医師の面接指導や業務の見直しを始め働き方改革の推進を行う。
- 2022年11月～
 - ・残業時間を月45時間未満の達成を目標とする。

<目標4> 年次有給休暇の取得促進のための措置の実施。

(対策)

- 2020年12月～
 - ・社員ごと有給休暇の取得状況の把握。
- 2021年4月～
 - ・年間5日を超える有休の取得促進に向け、計画的付与、リフレッシュ休暇制度による取得促進を行う。
- 2022年11月～
 - ・有休の取得率を最低60%目標とする。